

「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」 の改正及び個人情報保護委員会との共管とすることについて

令和4年3月9日

個人情報保護委員会事務局

「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の概要

【1. 本ガイドラインについて】

本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年閣議決定、平成30年一部変更）及び信書の秘密の保護に係る民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第5条その他の関連規定を踏まえ、信書便事業者に対し、信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として、個人情報保護法第6条及び第8条に基づき定めるもの。

※本ガイドラインにおいて、個人情報保護委員会のガイドライン（通則編等）に記載のない規定のうち主なものは、次ページ以降にて記載

【2. 今般、共管とすることについて】

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「令和3年改正法」という。）による個人情報保護法改正等を踏まえ、本ガイドラインについても、所要の見直しを行い、今年1月27日から、総務省が意見公募手続を行っていた。

今般、令和2年改正法等の施行に向けて、本ガイドラインを見直したことを契機に、当委員会と総務省の共管とする。

【3. 今後の予定】

3月下旬 : 改正ガイドラインを官報公布

4月1日 : 改正ガイドラインを施行

「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」における主な規定

本ガイドラインにおいて、個人情報保護委員会のガイドライン（通則編等）に記載のない規定のうち主なものは以下のとおり。

【信書便事業者の義務等】

- 目的外利用について、個人情報保護法上の法定例外事由にあたる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由（裁判官の発付した令状に従う場合等）がある場合を除き、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはならない旨を規定
- 要配慮個人情報の取得について、個人情報保護法上の法定例外事由にあたる場合であっても、利用者の同意その他の違法性阻却事由がある場合を除き、信書の秘密に係る個人情報を取得してはならない旨を規定
- 個人情報保護管理者を置き、本ガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該信書便事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるよう努めなければならない旨を規定
- プライバシーポリシーを公表し、これを遵守するよう努めなければならない旨を規定

「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の主な改正内容

本ガイドラインの今般の改正内容のうち、主なものは以下のとおり。

【1. 信書便事業者の義務等】

令和2年改正法等に合わせて、不適正利用の禁止、漏えい等の報告等、個人関連情報の第三者提供の制限等、第三者提供記録の開示等について、規定を新設

【2. 個人情報保護委員会と総務省との共管化】

本ガイドラインのクレジットに「個人情報保護委員会」を追記